

出席説明員

区長	成澤	子ども家庭部長	多田
副区長	佐藤	保健衛生部長	田栄一郎
副区長	藤正	兼文京保健所長	真理子
教育長	加藤裕一	都市計画部長	内之
企画政策部長	丹羽恵玲	土木部長	秀之
防災危機管理室長	新名幸男	資源環境部長	光幸
区民部長	榎戸研	施設管理部長	光伸
アカデミー推進部長	高橋征博	会計管理部長	直樹
福祉部長	鈴木隆史	教育推進部長	宇民
兼福祉事務所長	島木裕隆	監査事務局長	吉田
地域包括ケア推進担当部長	矢島孝幸	総務課長	渡邊
			雄大
			清

事務局職員

事務局長	佐久間康一	議事調査主査	菅波節子
議事調査主査	杉山大樹	議事調査担当	阿部隆也
議事調査主査	糸日谷友	議事調査担当	尾和香

議事日程
日程 第一 一般質問

午後二時開議

○議長（市村やすとし）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

○議長（市村やすとし）

まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

を指名いたします。

- 一 一番 のぐち けんたろう 議員
- 二十五番 岡崎義頭 議員

す。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔沢田けいじ議員「議長、十五番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十五番沢田けいじ議員。

〔沢田けいじ議員登壇〕

○沢田けいじ議員 政策チームAGORAの沢田です。

政治を身近にする、そればかり考えてきました。しかし、今、私たちの政治はどうでしょうか。希望や高揚感よりもむしろ、出口の見えないもやもやに包まれているような気がします。

先日の国政選挙、思い返してみてください。民主主義の深化とは程遠い、政治と金の問題、論点をうやむやにした超短期決戦、非核三原則の見直しまで語られるなんて、正に異例づくめの選挙でした。

民主主義は、このまちに生きる一人一人が主役のはずです。なのになぜ、私たちは何を言っても変わらないという無力感に包まれているのでしょうか。このままでは民主主義が形骸化してしまう。私は、一人の政治家として、一人の住民として、強い危機感を感じています。

主役は住民です。前回の一般質問でも認識を共有しました。しかし、現実はどうでしょうか。なぜ今も多くの住民が政治の現場を遠い世界だと感じているのか、なぜ自治の手応えが私たちの暮らしに届かないのか、今日は踏み込んで伺いたいと思います。

地方自治は民主主義の最小単位であり、最後のとりです。国政が混乱を極める今こそ、文京区から民主主義を再生しませんか。

改めて区長に伺います。真の住民自治を実現するために、私たちが、区や区議会が果たすべき役割とは何でしょうか。住民が主役という理念を飾り文句にしないために、どうやって実効性を担保する仕組みを作ればよいでしょうか。

ここから先は、前回議論した地方自治の本旨を振り返りながら伺っていききたいと思います。

民主主義の礎としての立憲主義、つまり、人や権力ではなく法による支配を地方自治でどう実現するか、その根幹を定める地方自治法には、健全な自治のための二つの柱が示されています。住民自治と団体自治です。

住民自治とは、住民が自ら地域の意思やルールを決め、自分たちの手で運営していく民主主義の営みを指します。一方で、団体自治とは、区役所など地方公共団体が自ら事務を処理するという独立した統治機構としての営みを指します。

この二つは、車の両輪のような関係です。住民の力で団体自治の閉鎖性や硬直性を監視し、同時に、役所の組織や仕組みが住民自治の手応えを支える、この相互補完的なチェックアンドバランスが健全な自治の要です。

私ここで強調したいのは、制度インフラとしての団体自治の質が住民自治の質を決めるという事実です。考えてみてください。どれほど住民が熱意を持ち、議論に参加しようとしても、受皿となる区役所の仕組みが不透明で非効率だったらどうでしょうか。住民は、自治の主役としての実感、つまり、自分たちの意思が政治に反映されているという実感を持つことはできません。

自治の土壌がやせていけば、種をまいても育ちません。今の文京区には、住民が主役になるためのインフラが整っているでしょうか。

ここからは、まちづくり、人づくり、予算づくりという三つの視点からこの問題を深掘りしていきたいと思えます。

まず、まちづくりについてです。

文京区は、住みよさランキングで常に上位、税収も着実に増え続け

ています。数字だけを見れば、経営は成功と映るでしょう。しかし、その陰で、住民のずっと住み続けたいという切実な願いが置き去りにされていないでしょうか。

前回の質問で、子育て世代を呼び込む区政の方針が、子育てや教育の環境悪化を引き起こしている問題を提起しました。事態は進んでいきます。

現在進んでいる高所得層を呼び込むまちづくりは、地価や家賃の高騰を加速させています。その結果、何が起きていますか。このまちで生まれ育ち、このまちに愛着を持つ若者や現役世代が、住み続けたいという意思にもかかわらず、経済的な理由で流出を余儀なくされる、いわゆるジェントリフィケーションの問題です。住民自治の観点から、区長はどうお考えですか。

区長が作りたいのは、住んでいる人たちが、住んでいて良かった、そしてこれからもずっと住み続けたいと思える文京区ですよね。そうであれば、優先すべきは、転入数や税収よりも住民の定住意向では、住み続けたいのに住み続けられない人をなくすための住宅政策や支援ではないでしょうか。

そして、自治のインフラとして区がすべきなのは、このようなまちづくりのジレンマがあることを広く区民に知らせ、その意思を戦略に反映することではないでしょうか。そのために、まず、この住み続けたいのに住み続けられない人の声を世論調査等で可視化すべきではないでしょうか。

同じ問題が、市街地再開発にもあります。再開発がジェントリフィケーションや地域コミュニティの持続可能性の低下を引き起こすリスクについては、以前にも繰り返し議論してきました。

具体的には、住民が、まちづくりの当事者ではなく、行政や事業者

が提供するサービスの顧客になり、住民による合意形成が結論ありきの出来レースになってしまいうリスクです。住民自治の観点から、区長はどうお考えですか。

地域コミュニティの持続可能性を支える要素に、レジリエンスがあります。困難な状況からしなやかに立ち直る力のことです。心理学の知見によれば、この力には、住民の把握可能感と処理可能感、つまり、何が起きているのかを正確に理解できることと、自分たちの力で対処できると思えることが重要です。

例えば、新たなまちづくりが期待される後楽二丁目南地区の再開発も、先月の都市計画審議会では、高度利用に対する防災面や安全面の様々なジレンマが提起されました。

ここで問われるのが、住民の伴走者としての区の役割、具体的には、ここまでは解決できていてこの先はまだできていない、そしてこういうリスクがあつて、ここは皆さんの力をお借りしたいと審議会で包み隠さず公開することで、住民の把握可能感と処理可能感を高め、信頼を得て前に進める役割ではないでしょうか。

情報化社会では、情報公開が信頼の礎です。反対に、表面的なメリットしか公開しなければ、うそやごまかしのリスクと取られて信頼を得ることができません。住民の信頼を得るには、区が率先してデメリットや葛藤を公開した方がいいのではないのでしょうか。

そのために、特別区でも導入が増えている再開発評価委員会を設置し、再開発に関するリスクやジレンマを評価して公開する仕組みを検討してはいかがでしょうか。

同様のことが、地区のまちづくりでも言えます。行政主導のまちづくり協議会や地区計画が、難解な法解釈や結論ありきの合意形成で住民のオーナーシップを下げるリスク、具体的には、参加したけど何も

変わらなかったという学習性無力感、そして、どうせ何を言っても同じという無関心を引き起こすリスクについて、過去に議論しました。

この負の連鎖を断ち切るには、再開発の例と同じく、リスクを住民につまびらかにし、行政が主導権を握るのではなく、伴走者の立場を明確にしていかがでしょうか。

そして、そのためには、地区計画のように法的拘束力で縛るのではなく、地区のまちづくり計画で、住民がこれだけは大切にしたいもの、これだけは残したいものを可視化し、行政が関連施策を提案することで実効性を担保し、住民が主体的に判断できるようにすることから始めていかがでしょうか。

また、協議会も、地区計画ありきではなく、まちづくりの方針や公有地の取得・整備、災害時の事前復興など、幅広いテーマについて協議する場と位置付け、人づくりからまちづくりへの自治の流れに、行政が伴走するスタイルに転換することで、住民のレジリエンスを高めることができるのではないのでしょうか。そして、こうしたジレンマや課題を包み隠さずオープンにし、選択肢を示すことで、住民の信頼を回復できるのではないのでしょうか。

こうした点から、現在、根津地区で整備活用を計画中の土地についても同様に、地区のまちづくりの方針や基本計画と連動した整備計画を住民と一緒に考えていくべきだと思います。いかがでしょうか。

続いて、具体例の二つ目である人づくりについてです。区にとって最も重要でリターンの大きい投資、それは、建物を作ることも道路を作ることでもなく、自治の担い手を育てる人づくりです。

昨今、若者の政治離れが進んでいると言われますが、違和感を覚えます。離れているのは若者ではなく政治の側ではないのでしょうか。

本質的な課題は、若者の政治的有効性感覚、つまり、自分の行動や発言でこの社会を少しでも変えることができるという手応えの欠如にあります。

前回の一般質問でも、学校での主権者教育について議論しました。若者の政治的有効性感覚を高めるには、学校での主権者教育が重要です。特に、子どもたちの意見表明や意思決定への参加の機会を確保することは、未来の自治の主役を育てるのに極めて重要な課題だと思いますが、教育長はいかがお考えですか。

学校現場には、主権者教育に対する世代間の温度差があるとも聞きます。政治的中立性に縛られて政治的な議論を避ける政治嫌いの教員や、そうした空気につられて、学校では政治の話はしちやいけないと思いついて子どももいると聞きます。こうした学校現場のジレンマは、どうやって可視化し、解決することができのでしょうか。

問題は他にもあります。文京区ではこどもの権利条例と若者計画の策定作業が進んでいます。どちらの案にも主権者というキーワードがないのはなぜでしょうか。学校と同じで、区役所にも政治嫌いがあるのででしょうか。どうすればそうした見えない構造を可視化して知らせることができのでしょうか。

そもそも、主権者教育は住民自治の根幹であり、区が総掛かりで取り組むべき課題です。出前授業や模擬選挙などの単発イベントでは効果や範囲が限定的です。本来の目的は、投票率の向上ではなく、子どもや若者が自ら問題を提起し、意見を表明する力を育てることにあると思います。

主権者教育の評価指標は、投票率ではなく、政治的有効性感覚の向上にすべきではないのでしょうか。

この提案は、子どもの権利とも直結しています。前回の定例議会の

委員会で議論したとおり、児童相談の件数が激増し、小・中学生の自殺は過去最多とも言われています。

文京区も児童相談の体制を強化し、子どもの権利擁護のための第三者機関の設置を検討していますが、これらも、子どもにただ守られる存在であることを押し付けるのではなく、状況を変える力と権利を持つ存在という感覚を持つためのものではないでしょうか。

委員会で提案したユースバジェット、若者参画予算もそうです。社会は自分たちのものだ、自分たちの力で変えられるのだと思えることが、どれほど若者のウェルビーイングを向上させると思いますか。

来年度は、こども未来部の中にこども若者政策課もできます。若者計画と連動して若者参画予算を導入するのに絶好の機会ではないでしょうか。

実現のハードルは、足りないものは、それらをオープンにして当事者の若者の協力を促すことが最高の主権者教育であり、自治の主役への第一歩となりませんか。

折しも十八歳選挙権の制定から十年が経ち、全国の学校現場の現状と課題も明らかになってきました。学習指導要領では、生徒会の役割が学校行事などのサポートにすぎず、意思決定への参加が保障されていないこと、公選法で未成年者の選挙運動が禁止されているため、学校の授業で学んだことが実践につながらないことなど、制度面の課題もあります。いかがお考えですか。

そして、こうした様々な課題を広く区民に共有し、協力を得て、まちぐるみで主権者教育を進めることが、住民自治を下支えする区や教育委員会の大切な役割だと思いませんか。

続いて、介護従事者の育成についてです。

区内では、介護事業者の撤退が相次いでいます。不採算による急な

撤退や、従事者の使命感に依存したやりがい搾取の問題を繰り返し議論してきたにもかかわらずです。

十一月にも、浅田議員が千駄木の郷の職員の雇用や処遇の継続を求めて質問しました。区長は「事業者の内部のことなので難しいが、配慮は求めている」とのことでしたが、事業者選定の際に配慮を求めている、事業引継ぎの際に配慮を求めている、結局、新事業者の判断によるのであれば、実効性に欠けるのではないのでしょうか。事業者の判断からでは、責任逃れと言われても仕方ないのではないのでしょうか。

これは職員だけの問題ではありません。ケアの質やノウハウの断絶の話です。

民間事業者は、経営が厳しくなれば急に撤退するリスクがあるのは当然です。コスト削減を重視して、経験豊富な職員をカットするリスクも当たり前です。区もリスクを把握しているでしょうから、事業者任せにするのは不作為ではないのでしょうか。リスクをオープンにしてみんなで回避策を考えるのが本来の自治の在り方ではないのでしょうか。

事業者が交代しても、現場のノウハウや職員の雇用が継続される仕組みを設計すべきではないでしょうか。新しい事業者が経験豊富な職員の雇用継続を拒んだとしても、事業者任せにしない仕組みを、職員がはざままで孤立することなく続けていける雇用の仕組みを作るべきではないのでしょうか。そして、これらの仕組みの実現に課題やハードルがあるのであれば、つまびらかにして広く住民や利用者と一緒に改善策を考えるべきではないのでしょうか。

誰も取り残さないこと、制度のはざまでかき消されかけている声をすくうこと、これは自治の基本です。民間の現場の職員も、私たちと同じ自治の担い手の一人です。SOSを可視化し、孤立を防ぎ、一人で背負い込んでバーンアウトしないための意識調査やエンゲージメン

ト調査など、現場のSOSを可視化する仕組みは様々あります。事業者選定に当たっても、特に配慮すべきではないでしょうか。

続いて、区役所の職員についてです。

前回の質問で、住民と職員の対等なパートナーシップづくりについて議論しました。文京区の憲法である自治基本条例には、行政の職員も自治の担い手の一人であり、住民と対等なパートナーであると明記しています。住民自治の実現のためには、これを支える職員のワークエンゲージメントやウェルビーイングを守る必要があるという認識も共有しました。

逆に言うと、職員も住民を対等なパートナーとして尊重する必要があります。住民をお客様扱いしたり、自身を召使いのようにおとしめたりしてはいけなく、理不尽なクレームやブルシット・ジョブに耐え忍ぶことは美徳ではないし、評価の対象でもない。そうではなく、失敗や葛藤を言語化し、住民と共有し、住民と一緒に試行錯誤できる力を評価することで、そういう組織文化を作っていくべきではないでしょうか。

管理職の評価も同じです。無謬性や成果で人を評価する仕組みは限界です。失敗や葛藤を隠さず共有し、集合知に変える組織文化を作るのが、管理職の最も重要な仕事ではないでしょうか。

また、若者や女性が管理職になりたがらないのは、罰ゲーム化のせいとも言えます。責任や負担の集中を良しとせず、共に試行錯誤できる、心理的安全性が高くレジリエントな組織づくりを評価の主眼とすべきではないでしょうか。

加えて職員個人のレジリエンスの向上も課題です。公務員の若年早期退職が全国で増えています。ストレスと上手に付き合い、困難を糧にする力を育てるには、心理的安全性の高い環境で住民と対等に向き

合える機会が必要です。

若手職員が無作為抽出の住民とフラットに議論できるワークショップを定期的に開催し、住民と対等なパートナーシップを作るトレーニングをしてはいかがでしょうか。

最後に、予算について伺います。

限られた資源をどこにどのような優先順位で投じるのか、予算編成の仕組みも自治そのものです。詳細は委員会でも議論したいと思いますが、二点だけ、自治に深く関わる点を伺います。

一つは、ふるさと納税の官製通販問題です。返礼品という人を物で釣る発想が住民自治と逆行している問題は、これまでも繰り返し議論してきました。受入額と併せて、委託やシステムの間経費も増えていると聞きます。住民はどれくらい知っているでしょうか。それらの問題を住民に広く公開して、見返りを求めない寄附本来の趣旨を踏まえた仕組みを一緒に考える方法はないでしょうか。

先ほど提案した若者参画予算との連動も考えられます。寄附金の使途を、若者の提案や投票に応じて決定することで、若者の政治参加意識や寄附・納税意識を高め、他世代の住民の若者政策への関心を高める相乗効果も期待できます。未来の自治の担い手を育てるために、確実な一手になるのではないでしょうか。

もう一つは、最近多くの自治体で見られる現金給付の問題です。使途が限定されない入学準備金のような施策にはばらまきだとの批判もあります。政策の意図を伺います。

住民自治とは、地域の課題を住民が自ら考え、予算の使い道を選ぶことです。区長の政治的アピールや人気取りのポピュリズム施策とみなされないためには、住民への配慮が必要ではないでしょうか。

子育て世帯が抱える構造的な負担を軽減したいのであれば、教材費

の無償化もあります。入学準備金の予算は約三億五千万円、教材費の無償化の予算は約三億円です。

義務教育の環境整備は住民自治の基盤強化に直結しており、会派として教材費の無償化を要望してきましたが、同様の予算規模で、なぜ教材費の無償化ではなかったのか、教育長に伺います。

まとめます。住民自治を実現するために、私たちが果たすべき役割を、具体例を挙げて質問してきました。団体自治を担う私たちの仕事は、住民による自治を下支えすること、自治の主役になろうとする住民の背中を押すことではないでしょうか。そして、住民が自分たちの意思が政治に反映されるという実感を感じるための鍵は、団体自治の透明性にあるのではないのでしょうか。

政治の仕組みがブラックボックス化し、住民の声の反映プロセスが不透明になると、住民は無力感を感じ、政治から離れていくことになりかねません。

私たちは岐路に立っています。今の国政への不信がそのまま区政への無関心につながるのを見過ぎすのか。それとも、仕組みを変え、参加を促し、率先して未来を変えようとする姿を見せるのか。私たちの選ぶ道はどちらでしょうか。

真つすぐな答弁を期待して、質問を終わります。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 沢田議員の御質問にお答えします。

最初に、住民自治についての御質問にお答えします。

自治基本条例においては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自

治の原則を共有のものとすることが大切としております。

協働・協治の考え方を本区の自治の理念として、区と区議会は、対等な立場で相互に一定の緊張関係を保ちながら、積極的な議論を尽くし、それぞれの権能と責任の下、車の両輪として自治体運営を担っていくことが、果たすべき役割であると認識しております。

次に、住み続けられるまちづくりについての御質問にお答えします。都内区部を中心に地価や家賃が高騰している現状にあっても、あらゆる世代が安心して住み続けられるまちづくりは、住宅マスタープランに掲げる多様な世帯の安心・快適な暮らしを実現するために重要な取組であると認識しております。

区では、これまでも、支援を必要とする方に、情報提供や相談支援、区営住宅等の提供といった住宅施策を実施してきたところであり、引き続き、ライフスタイルの変化への対応や住宅セーフティネットの充実等に取り組んでまいります。

今後とも、区民の定住意向を把握して施策に生かすため、世論調査なども含め、様々な手法での情報収集に努めてまいります。

次に、市街地再開発事業に関する御質問にお答えします。

まず、住民による合意形成についてのお尋ねですが、市街地再開発事業は、地域住民による自主的なまちづくりの検討を発端に、関係権利者の合意形成を図りながら進められるものと認識しております。

区において地域のまちづくり方針等を策定する際には、地域住民以外の広範な意見も反映させるとともに、地域住民で構成される再開発組合などと連携し、区民等が主体のまちづくりが進むよう努めてきたところ です。

また、市街地再開発事業の主体は再開発組合であり、区や事業者が一方的に計画するものではありません。

今後も、地域の主体的なまちづくりを支援してまいります。

次に、住民の伴走者としての区の役割についてのお尋ねですが、本区のまちづくりでは、住民等が中心となって、自分たちのまちをどのように整備していくかを検討しており、後楽二丁目南地区の市街地再開発事業においても、地域住民で組織する協議会等で、長きにわたり、地域の課題等の解決に向けた検討がされてまいりました。

この過程において、課題を解決しない場合のリスクや、区の果たすべき役割についても説明し、適切に情報共有してきたものと認識しております。

今後とも、区民等が主体のまちづくりを進めるとともに、エリアマネジメント等を推進することで、地域の魅力の継承と創造を進め、人が集まり、住んでいて良かったと思えるまちづくりを目指してまいります。

次に、再開発評価委員会の設置等についてのお尋ねですが、再開発事業の効果等を把握・検証し、その結果を今後の再開発に活用する事後評価制度については、導入している他自治体の動向を注視してまいります。

次に、地区のまちづくりに関する御質問にお答えします。

まず、まちづくりにおける区の役割についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、これまで、行政が主導権を握るのではなく、区民等が主体のまちづくりを進めてきたところです。

現在、再開発の検討を進めている後楽二丁目北・北西地区や湯島三丁目北東地区においても、地域住民との意見交換や検討会、アンケートなどを通じて、地域の抱えている課題や今後のまちづくりの方向性について共に考えながら、検討を進めております。

次に、まちづくり計画における住民と区の関わり方についてのお尋

ねですが、まちづくり計画の検討においては、その地域の特徴や課題を住民等が主体となって議論し、まちづくりの目標や将来像の検討を行っております。

その目標等の実現に向けて、区は必要な情報を提供するとともに、都市計画に基づく手法を提案する等、住民が主体的に判断できるように適切な情報共有に努めております。

次に、まちづくり協議会についてのお尋ねですが、まちづくり協議会は、地域住民が地域課題の解決や地域の将来像について検討を行う場と考えております。

検討の過程で、区が対応すべき課題が明らかになった場合には、関係部署で情報を共有しております。

今後とも、地域住民と区が連携し、地域課題に適切に対応しながら、まちづくりを進めてまいります。

次に、根津二丁目民有地についてのお尋ねですが、本土地については、老朽化が進行している区立保育園の改築時等における仮園舎敷地として活用することを想定しております。

将来的な活用方法については、まちづくりに関する各種計画や活用時点における行政需要等を考慮し、適切に検討してまいります。

次に、子どもや若者の主権者教育に関する御質問にお答えします。まず、こどもの権利に関する条例等についてのお尋ねですが、条例案においては、子どもは権利を持つ主体として、自分に関係のある事柄について自由に意見を表明することができ、その意見が尊重されるところにも、区や区民等は、意見等を表明する機会の確保や意見等の反映に努めるよう定めています。

また、本年三月に策定予定の若者計画は、若者支援施策の方向性や取組を整理することを目的としており、若者が意見を表明し、主体的

に社会参画できるようにすることなどを計画に位置付けております。

こうしたことから、条例及び計画には主権者という言葉盛り込んでおらず、議員の御指摘は当たらないものと認識しております。

次に、子どもや若者の政治的有効性感覚の向上についてのお尋ねですが、本区では、自治基本条例において、区民が主体的に区政に関わることの重要性を協働・協治の理念として位置付けております。

また、こどもの権利に関する条例案においても、区や区民等は子ども意見表明の機会や社会的活動への参加機会の確保に努めることとしております。

さらに、若者計画の策定過程においても、十九歳から三十九歳までの区民を対象としたアンケート調査を実施したほか、若者当事者からの意見を伺う機会を設けるなど、若い世代が自らの意見を表明し、区政に参画できる仕組みづくりを進めております。

今後とも、子どもや若者が意見を表明する機会の充実に努めるとともに、自らの意見が尊重されると実感できるように、様々な施策に取り組んでまいります。

次に、子どもの権利擁護のための第三者機関についてのお尋ねですが、条例案においては、子どもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、区長の附属機関として、こどもの権利擁護委員を設置することとしております。

また、子どもは、権利擁護委員に権利の保障について必要な相談を行い、関係者に必要な要請や意見の表明を行うことを求めることができるとしております。

このことにより、子どもの権利の一つである自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されることが実現し、権利侵害から救済されるなど、子どもの置かれた状況をより良いものに変

えていくことにつながるものと認識しております。

次に、若者参画予算についてのお尋ねですが、若者が自分たちの力で社会を変えられると実感できることは、地域への愛着を高め、ウェルビーイングの向上にもつながるものと認識しております。

一方で、若者参画による予算は、参加者層の偏りの是正や公平性・透明性の確保、限られた財源の中での優先順位付けなどの課題が懸念されます。

区としては、若者計画の下で若者の声を継続的に伺い、参画の機会を充実させることなどにより、若者施策を着実に進めてまいります。

次に、主権者教育における区の役割についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、本区では、自治基本条例において、区民が主体的に区政に関わることの重要性を協働・協治の理念として位置付けております。

地域社会を豊かなものにするために、条例の趣旨を踏まえ、今後とも、区における課題を広く区民等と共有しながら、地域社会の課題解決に取り組んでまいります。

次に、介護従事者の雇用に関する御質問にお答えします。

まず、千駄木の郷の事業引継ぎにおける継続雇用についてのお尋ねですが、職員の雇用については、事業者において主体的な判断がされるものと考えております。次期運営法人からも、積極的な採用に向けて、面接につながっていない職員へアプローチする等、今後も丁寧に対応していくと聞いており、区としても、引き続き雇用の安定に最大限の配慮を求めてまいります。

次に、事業の継続性と質の担保についてのお尋ねですが、介護サービスは、心身の状況や環境等に応じ、利用者の選択に基づいて、多様な事業者により、適切に提供されることが重要と考えております。

事業終了等により運営主体が変更となった際も、事業者支援等を実施することで、介護サービスが安定的に提供されるよう努めてまいります。

次に、事業者選定における職員雇用の考え方についてのお尋ねですが、事業者選定については、これまでも、職員の労働環境の整備状況等も含め、業務の効率化や介護サービスの質の向上などを総合的に評価しており、今後も適切な選定に努めてまいります。

なお、介護職員の働きやすい職場の実現に向けては、本年度実施した高齢者等実態調査により、介護事業従事者の状況を把握するとともに、介護サービス事業者連絡協議会や施設長・センター長会等の機会を捉え、連携体制を構築しているところです。

次に、区の組織づくりに関する御質問にお答えします。

まず、組織文化についてのお尋ねですが、本区では、自治基本条例の理念に基づき、区民等の各主体と相互協力の上、施策を進めておりますが、理不尽なクレームに対しては、職員に対応を強いることなく、カスタマーハラスメント対策基本方針に基づき、毅然と対応してまいります。

また、住民説明会やワークショップ等の機会を通じて培われた折衝・調整能力については、職務遂行能力として適切に評価しております。

今後とも、住民との対話を通じ、気付いた課題の解決に向けて、自ら考え行動できる改革志向の職員の育成を主眼とした、組織文化の一層の醸成に努めてまいります。

次に、管理職への昇任意欲等についてのお尋ねですが、管理職に対する人事評価では、設定した職務目標に対する成果だけでなく、その達成に向けた過程における企画力や積極性等の様々な要素を評価の対

象とする等、管理職が失敗を恐れずリーダーシップを発揮できるよう、評価を通じた育成にも注力しているところです。

また、若手職員や女性職員が管理職昇任を敬遠する要因とされる、責任や負担の集中を軽減するため、他部署との円滑な連携を通じた調整力や、部下となる職員の能力を引き出し、適切に業務を分担・遂行させるマネジメント力も評価対象として重視しております。

こうした取組を組織全体に浸透させ、組織のパフォーマンスの向上を促進することで、管理職が本来担うべき戦略的な業務に注力できる環境が創出され、結果として、管理職の責任や負担の軽減につながるものと考えております。

次に、職員のメンタルヘルス対策についてのお尋ねですが、職員一人一人のレジリエンス向上は課題であると認識しており、職員が困難や逆境にしなやかに対応し、乗り越えていく能力の育成が重要であると考えております。

若手職員が住民と議論するワークショップの開催については、実施する考えはございませんが、レジリエンス研修やコミュニケーション研修等を活用することで、住民との信頼関係を構築し、共に課題解決を進める能力の一層の強化に努めてまいります。

次に、ふるさと納税についての御質問にお答えします。

返礼品の調達費用やポータルサイト事業者等への手数料の透明性の確保については、国のふるさと納税の指定基準等が改正され、本年九月より、各自自治体において、百万円以上の手数料等を支払っている事業者の支払先・支払額・支払目的を公表することとされたため、公表に向けて準備を進めているところです。

また、本区では、本年度、区内協定大学への寄附の拡充や、新たなふるさと納税を活用した財源確保の仕組みとして、遺贈寄附文化醸成

事業への寄附を開始いたしました。

子ども宅食プロジェクトに代表されるこれらの事業は、返礼品を目的とせず、本区の取組等を支援したい方に向けたふるさと納税の仕組みであり、積極的に展開しているところです。

なお、公平性・透明性の確保など様々な課題があることから、住民参加型予算等の制度を構築する考えはございませんが、引き続き、区民にも寄附先として本区を選んでいただけるよう、魅力ある寄附の使い道を示し、その周知に努めてまいります。

次に、教育費保護者負担軽減事業についての御質問にお答えします。区が実施する、物価高騰に対応する経済的支援施策は、事業の必要性や効果、先行自治体の事例等を総合的に判断して実施しているところです。

教育費保護者負担軽減事業についても、各家庭における教育に掛かる費用の負担が重くなっている状況に対応するものであり、今後、多様化、複雑化する社会状況の中で、様々な区民ニーズを把握し、政策に反映してまいります。

最後に、団体自治についての御質問にお答えします。

本区の良好な環境を維持し、区民が真に文化的に、幸せに暮らすため、区民や地域団体等と区が相互に協力して、共に活動し、共に地域社会の課題を解決することが協働・協治であり、自治基本条例において、協働・協治の考え方を本区の自治の理念として位置付けております。

協働・協治を推進するに当たり、情報の公開や区民参画等を通じて、行政の透明性の確保に引き続き取り組んでまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、主権者教育についてのお尋ねですが、子どもたちの意見表明や意思決定への参加の機会を確保することは、重要であると認識しております。

次に、学校現場における政治的議論についてのお尋ねですが、教育委員会としては、御指摘のような具体的な実態は把握しておりません。

学校では、社会科を中心に、民主政治の仕組みや主権者としての政治参加の在り方などについて、学習指導要領に基づき、適切に教育活動を行っているものと認識しております。

次に、主権者教育の評価についてのお尋ねですが、主権者教育の目的は、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を総合的に育成することであると考えております。このような資質・能力は、数値化が困難であると認識しております。

次に、主権者教育における課題についてのお尋ねですが、学習指導要領では、生徒は学校生活において、自発的・自治的な活動に参画し、より良い学校生活を創造する役割を担うことが示されております。こうした活動を通して、話し合いによる合意形成や主体的な意思決定の力を育成することが重要であると考えております。

今後、これらの活動を通じて、情報を多面的に捉える力や社会参画の態度を育み、実践につながる学びが深まるよう努めてまいります。

次に、主権者教育における地域との連携についてのお尋ねですが、主権者教育は、学校教育のみで完結するものではなく、家庭や地域社

会との連携・協働により、その効果を高めることができるものと認識しております。

現在も、地域の方々に御協力を頂きながら、職場体験や地域行事への参加など、児童・生徒が実社会に触れ、社会の一員としての自覚を深める機会を設けているところです。

今後も、学校と地域が一体となって子どもたちを育む体制を充実させ、地域の実情や課題を学びの題材として取り入れるなど、より実践的な主権者教育の推進に努めてまいります。

最後に、学用品等の無償化についてのお尋ねですが、本区においては、区立以外の学校に通学する小・中学生が多いという地域特性を踏まえる必要がありますが、区立学校以外の学用品等に係る負担額の把握は極めて困難であると考えています。

本事業は、昨年六月に文部科学省から発出された、学用品等に係る保護者等の負担軽減についての通知を受け、地域の実情を踏まえ、各家庭の個別のニーズに対応できる施策となるよう検討し、入学準備金事業としたものです。

〔沢田けいじ議員「議長、十五番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十五番沢田けいじ議員。

○沢田けいじ議員 本当は自席からコメントをしたいわけではないのですが、他に適した場がないので、ここで二つだけ申し上げます。

まず一つです。抽象に、表層にとどまる答弁が多かった印象です。擦れ違い答弁も多かった。本当は再質問したいのですが、文京区議会では会議規則で再質問できると決めているが、実態はそうでないで、ここでコメントだけさせていただきます。

先ほど申し上げたとおりなのですけれども、まず、情報公開は区民の信頼の礎ですよね。議会も同じです。区長が言明されたとおり、区

役所は区民のパートナーですから、何がどこまでできていて、何ができていないのか、そして、何が実現のハードルで、何を手伝ってほしいのかを積極的に公開する姿勢がなければ、パートナーとしての信頼を得られないわけですよ。要は、うそとごまかしの国政と同じ混沌の道をたどることになる。私たちも一緒です。

私は危機感を感じています。今の国政の流れは自治に逆行している。私たちは強い逆流の中にいる。抗って進むには力を合わせる必要があります。たとえ一人一人の力は弱くても、人が集まることで力が高まります。今ほど自治の理念が試されている時代はないと思います。

幸い、議会はネット中継をやっています。今もです。議事録も全て永久に残ります。あとは、議論の中身だけなのです。区民にオープンにSOSを発信できる絶好の機会なのだから、使っていただきたいのですよ。地方自治の実現のためにです。それが私たち団体自治をあずかる者のミッションだと思っております。

少し時間があるので、あと一つだけ。本当は教育長のお考えも聞き取ったのです。団体自治についてです。質問には入っていたのですが、住民自治を縁の下で支える教育委員会の役割についてです。

前回、これも申し上げましたが、ここは文の京です。みんなが主役のまちです。為政者ではなくて教育者の視点でまちを作るのだと。今回も、次世代の自治の主役をどう育てるかという問題提起を差し上げたのですが、どうでしょうか。

○議長（市村やすとし） 沢田議員、自席の発言なので簡潔にお願いいたします。よろしいですか。

○沢田けいじ議員 質問ではなくてですね。はい、分かりました。再質問ではないので、では、これでまとめます。

今も、そして未来も、文の京に求められるのは強いリーダーではないはず。誠実で対等で、うそやごまかしのないリーダーですよ。教育者としての更なる積極的な御発言を今後とも期待をしています。

御清聴ありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後二時五十八分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔松丸昌史議員「議長、二十四番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十四番松丸昌史議員。

〔松丸昌史議員登壇〕

○松丸昌史議員 公明党文京区議団の松丸昌史です。公明党文京区議団を代表して、九項目について質問させていただきます。区長、教育長の御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、令和八年度予算編成について伺いいたします。

令和八年度の一般会計の予算規模は、前年度に比べ九・二%増の千六百四億八千二百万円となりました。昨年に続き、過去最高の予算規模になりました。特別区税も、納税義務者数の堅調な増加により、五・三%増の四百五十七億千五百万円の見込みです。特別区交付金においても、一〇%増で三百六億円が見込まれていますが、昨年に引き続き、しっかり確保していただきたいと思っております。その御決意をお伺いいたします。

一方、歳入の不足額を補填するため、財政調整基金繰入金八十億二千万円を見込み、公共施設整備等を実施するため、特定目的基金繰入金百二十億千八百万円を見込みました。

多額な費用を要する公共施設の整備においては、用地・施設マネジメント担当課を設置し、各部における行政課題の把握や土地の活用方策の検討に当たっていただいています。

また、システムの導入と来年度からの稼働に向け、整備時期や費用の見通しなど、中長期的な視点と区民が納得することが重要と考えます。現在、どのように推進されているのか、お伺いをいたします。

近年の総基金残高の緩やかな減少傾向は財政運営において課題と捉えているのは、区と共通の認識です。今後も基金の維持に努めるとともに、先ほど触れました公共施設整備等についても、将来の財政負担を踏まえながら取り組んでいただきたいですが、財政運営をどのようにかじ取りされていくのか、お伺いをいたします。

区民生活に視点を向けると、物価高騰の影響を受け、生活者に寄り添った様々な支援策を時を逃さず展開する必要があると考えます。

今回の予算編成の中で、とりわけ教育費の負担軽減策、入学準備金の創設を英断されたことは評価に値すると考えます。我が会派に寄せられる声とともに、十一月定例議会で宮本議員が一般質問し、本区での早急な取組を要望してきたところです。

都議会公明党においても、教育費におけるベーシックサービスを提案し、教育、医療、介護におけるベーシックサービスの先陣は教育から始められると考えております。

引き続き物価高騰を見込まれる中であって、進学する入学準備金として、それぞれ小学校入学に五万円、中学校入学に十万円を支給するとしています。

また、様々な事柄に使えるよう、希望が高い現金支給は喜ばれると思います。

一方、恒久財源の確保や検討過程についても伺います。入学準備金としての金額の妥当性や財源の確保はどのように担保していくのか、また、決定過程においてどのような検討がなされたものか、お伺いをいたします。

次に、障がい児の十八歳の壁についてお伺いいたします。

障がい児が、成人を迎える十八歳で特別支援学校を卒業後、放課後等デイサービスを利用できなくなり、居場所に困る問題は、いわゆる十八歳の壁があります。医療的ケアが必要な子どもを始め、障がい児は、十八歳までは、学校下校後、午後六時から七時まで放課後等デイサービスを利用できますが、卒業後はこうした支援が受けられなくなります。

多くの場合は、代わりに、日常生活を支える生活介護事業所や障がい者が従事する就労継続支援事業所などに午前中から通うこととなりますが、大半の施設は利用終了時刻が午後三時から四時までで、夕方の居場所がなくなってしまう。

さらに、成人を迎えた医療的ケア者が利用する生活介護事業所は全体の二割にも満たないという国の調査結果もあり、居場所の不足が深刻です。

介護を担う親の負担も大きく、卒業を機に帰宅が早まり、居場所がなくなることで、介護と仕事の両立が難しくなり、就労を諦める保護者や、正社員からパートに切り替えざるを得ない人も多くいます。将来的に世帯収入や年金受給額の減少につながるおそれもあり、対策が求められております。

さいたま市は、二〇二二年度から、生活介護事業所などが利用でき

なくなる午後三時以降も障がい者を預かり、居場所を提供する夕方支援を実施していますが、本区においても、令和八年度重点施策として、障がい者・障がい児の日中一時支援事業として、夕方の時間帯に、支援が必要な十八歳以上の障がい者及び中高生世代の障がい児が過ごせる居場所を提供する施設（日中一時支援事業所）について、運営費及び開設費用を補助する取組が盛り込まれておりますが、どのような事業者を対象にアプローチされようとしているのか、お伺いをいたします。

次に、障がい児の兄弟姉妹の支援についてお伺いいたします。

障がい児の兄弟姉妹は、親の関心が障がい児に集中することで、自分とは後回しと感じたり、自分の感情を抑えたりするなど、孤独感や精神的な負担を感じやすい傾向にあり、また、思春期以降には、就職や結婚などで将来への不安に悩むことがあります。

このような実態を踏まえて、練馬区では、障がい児を持つ家庭への新たな支援策として、障がい児兄弟姉妹向けの相談事業などを始めます。支援内容は、障がい児の兄弟姉妹の交流を目的としたレクリエーション活動と、中学生以上向けの相談事業の二種類で、小学生以下の子どもとその家族を対象としたレクリエーションでは、区こども発達支援センターで、スポーツや美術、音楽などの活動を行う予定です。

また、相談事業では、障がい児の兄弟姉妹と同じ経験をした相談員が、不安や悩みを共有し、子どもに寄り添いながら対応に当たるとのことです。

練馬区では、この事業を通して不安を解消し、家庭の安定を図ることで、障がい児やその兄弟姉妹の健やかな成長につなげることにあります。

本区としても、障がい児の兄弟姉妹への支援強化はとても必要かと

思いますが、区の見解をお伺いいたします。

次に、高齢者の総合的支援についてお伺いいたします。

高齢者のいる世帯は年々増加傾向にあり、とりわけ単身高齢者世帯は全国で九百万世帯を超え、文京区におきましても、約一万二千世帯を超える単身高齢者の方が生活をされています。

近くに御家族がいらっしゃれば、緊急時の対応など、事なきを得ることができそうですが、いざというときに頼れる身寄りや知人がいない単身の高齢者が増加傾向にあるように感じております。先日も、資産はあるが身寄りのいない単身高齢者の方が急逝し、最終的に区で対応する事例もありました。

高齢者の生活支援や死後の手続は、一般的には家族や親族が担ってきましたが、単身高齢者が増えている現状を踏まえ、身寄りのない人に対応するかは、社会が抱える新たな課題とも言えるのではないかと思います。区の見解をお伺いいたします。

本区におきましても、高齢者あんしん相談センターを中心とした包括的なサポートや、文京ユアストリーなどの事業展開をされていますが、更に周知を含め、充実させていく必要があると思いますが、御見解をお伺いいたします。

他自治体も、あの手この手で単身高齢者の支援を開始しております。神奈川県小田原市では、Wi-Fiの電波を活用するセンサーを居室に設置して外出頻度や睡眠状況などを把握し、必要な支援につなげる取組が進んでおります。カメラやマイクを使わず、電波の反射から人の動きを察知し、センサーから取得したデータをAIで分析し、運動機能や認知機能の低下といった健康変化の兆候を捉え、日々の見守りに加えて、介護予防や認知症対策、孤独死の防止などにも活用が見込まれるそうです。

身元保証や死後の事務、身の回りの細かい支援を自治体が全て担うことは難しく、民間企業やボランティアなども巻き込んだ官民連携の取組が大事になってきます。

公的な支援や民間サービスなどの情報を提供しながら課題解決を進める調整役としての役割が自治体に求められると思いますし、必要な情報を把握し、事業者などへ伝達役も務める必要があるのではないのでしょうか。

単身の高齢者が晩年も安心して住み慣れた地域で暮らすことができよう、知恵と工夫を凝らし、取り組んでいく必要があると思います。御見解をお伺いいたします。

次に、高次脳機能障害者の治療と仕事の両立支援や日常生活のサポートについてお伺いいたします。

脳卒中や交通事故などで脳の一部が損傷し、思考や記憶、言語などの脳機能に障害が出る、高次脳機能障害で苦しんでいる方がいます。その当事者の方から率直な御要望を頂きました。「そもそもこの障害に対し、社会的認知度や理解度が低いので、周知をしてほしい。外見上分かりにくいこともあり、会社や学校でもいづらくなったり、治療法が見いだせず、回復に時間を要することがあることを知ってほしい」、また、「リハビリが必要なおときには、日常生活のフォローアップや補助・サポート支援をお願いしたい」とのことです。

高次脳機能障害に関する社会の理解促進や、当事者・家族への支援強化を目指す高次脳機能障害者支援法が昨年十二月十六日に参議院本会議で成立したことを受け、国や自治体の支援策が充実されることが期待されています。

脳機能の障害は、時に周囲の人から誤解されやすい側面があり、当事者は支援を求めにくく、結果として、さきの当事者のように、学業

や仕事などを断念することもあるといっています。そういったことが起こらないように、是非、文京区には取り組んでいただきたいと思えます。次に、子宮頸がん及びHPV関連がんの撲滅に向けて、HPVワクチンの女子定期接種の現状についてお伺いいたします。

子宮頸がんは、予防可能ながんでありながら、依然として若年女性の命を脅かす深刻な疾患です。

令和四年度から令和六年度に実施されていたHPVワクチンのキャッチアップ制度が終了し、令和七年度から、新規で接種できるのは、小学校六年から高校一年の定期接種対象者のみとなっております。

厚生労働省の公表によると、累積初回接種率では、令和六年度末時点の公費最終年度である高校一年及びキャッチアップの方は約五〇％程度、標準接種年齢である中学一年終了時では約二五％程度と公表されています。

実際に男女とも接種が進むオーストラリアでは、HPV感染率及びHPV関連疾患が減少しており、近いうちには子宮頸がんが撲滅できるとも言われており、すばらしい取組をしております。本区においても、接種率を更に上げていくために、積極的な取組が不可欠です。

そこで、本区の取組内容と今後の更なる施策についてお伺いいたします。

始めに、女子定期接種の接種件数、接種率の推移と、令和六年度及び令和七年度の対象者への啓発はどのように実施したのか、お伺いをいたします。

次に、令和八年度以降、更に接種率を上げていくための取組について、具体的にお伺いをします。

ここで紹介したいのは、令和六年度の接種率が全国で一番高かったのは、宮崎県の取組です。実は宮崎県は、子宮頸がん罹患率・死亡率

が全国一位で、令和四年度の定期接種率も全国平均を下回っておりません。そこで、子宮頸がん予防ワクチン普及啓発事業に着手し、宮崎市が年四回、全学年に対して接種勧奨を実施するなど、積極的な接種勧奨を行ったところ、結果につながったと伺いました。

そこで、宮崎市のように、対象の全学年に対して毎年個別通知を実施することを提案いたします。区の見解をお伺いいたします。

次に、災害対策についてお伺いいたします。

昨年十二月、政府の中央防災会議は、首都直下地震の被害想定をまとめた報告書を公表いたしました。十二年ぶりとなる見直しとなりましたが、前回から建物の耐震化など防災・減災の取組が進み、被害想定は二割から三割の減少となりました。

しかし、死者数を十年でおおむね半減させるとした政府目標に届かず、更なる強化が必要となっております。

報告書では、事前防災への取組の強化が重要であると指摘し、自助の取組として、具体的に家具転倒防止と地震ブレイカーの普及を挙げ、それぞれの実施率を三六％、三一％と報告しています。

本区においてもこれまで実施してきた取組ですが、現在の実施状況をお伺いするとともに、更なる普及に向けてどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

次に、避難所の環境改善についてお伺いいたします。

本区では、これまでも様々な形で改善に取り組んできております。昨年の六月に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画には、避難所での非常用電源として、再生可能エネルギーの太陽光パネルや蓄電池などを組み合わせた設備の導入を推進するとしております。

千葉県千葉市では、二〇一九年の台風十五号による大規模停電を経験したことから、電力の強靱化を目指し、環境省の補助を活用すると

ともに、民間企業とも連携しながら、市内二百七十か所の指定避難所のうち百六十七か所に、太陽光パネルと蓄電池を組み合わせた設備を導入しております。

再生エネルギー設備や蓄電池は、災害時のみならず、平時から活用することにより脱炭素化も実現できる、一石二鳥の良い施策と考えます。本区としても導入を検討してはどうかと思いますが、区の見解をお伺いいたします。

次に、災害時の情報収集体制の強化についてお伺いいたします。

首都直下地震など大規模災害の際、区は、災害対策本部を中心に、都や消防・警察など関係各所と連携を図りながら情報収集を行うこととなります。しかし、本区の特徴として、坂道が多く、住居エリアが多いことから、有事の際の被害状況の把握には相応の困難が見込まれるかと思われまます。

その対策として、ドローンを活用することが有効ではないかという質問を、二〇一八年に我が会派から一般質問させていただきましたが、ドローンの性能も高くなり、利用状況が広がってきました。

そうしたところ、本区では、本年一月二十六日、災害時におけるドローンによる調査・情報収集などについての協定を民間事業者と締結しました。有効に活用されることを期待いたしますが、協定内容並びに平時からの準備をどのように行うのか、また、有事の際の活用方法についてお伺いをいたします。

また、かまどベンチの活用についてお伺いいたします。

区では、災害時の炊き出し等の火器類活用場所として、かまどベンチの設置を区立公園の再整備において進めてきました。平常時は普通のベンチとして活用でき、災害時においてはかまどとして活用できる便利なものと思います。

しかしながら、実際、火を起こして炊き出しをしようということになれば、薪、鍋などの用意も必要となり、そうした備蓄も検討する必要があると思いますが、区の見解をお伺いいたします。

最近では、電気やガスが止まっても、新聞紙を使って御飯が炊けるという便利な炊飯釜が人気のおうです。本年三月七日、目白台運動公園で開催される防災フェスにおいて、この炊飯釜を活用した炊き出し訓練も実施予定とのことですが、区として、こうした取組を参考にし、避難所の備蓄品として検討してはいかがでしょうか。区の見解をお伺いいたします。

次に、学校に行けない子ども・保護者への支援についてお伺いをいたします。

区では、これまで、学びの居場所架け橋計画や相談体制の充実、保護者支援など、様々な支援充実を図ってきたことを評価しておりますが、私たち会派にも継続して相談を寄せていただいております。最近では、学校に行けない児童・生徒への健康診断について、また、英語検定試験の受験費用についての御相談をお寄せいただきました。

まずは、健康診断については、虫歯や栄養状態、骨格の発達など、子どもたちの健やかな成長を促すために、定期的な健康診断はとても重要であります。

しかし、学校に行けなくなっている子どもにとっては、学校で実施する健康診断を受けられない場合があり、その場合は個別で受診することになります。個別受診するかどうかは保護者の判断になりますし、また、個別受診することで費用が発生し、保護者の全額負担となります。

こうした事態を支援しようと、静岡県藤枝市では、今年度から、こうした場合の受診費用補助事業をスタートしております。市の教育委

員会は、「不登校の子どもたちが受診するハードルを下げ、その機会を失わないことが狙い」と述べています。

本区においても、こうした取組を導入し、子どもたちの健やかな成長への支援充実を図ってはどうか。区の見解をお伺いいたします。

次に、英語検定試験の受験についてです。

区では、英語力向上推進事業として、区立中学校に在籍する生徒が年間一回公費で受験できることとして、英語力向上に努めております。この取組により、英語学習への意欲向上につながっていると思いますが、現状の実績等をお伺いいたします。

しかし、学校に行けない生徒においては、指定の場所で受験できないこともあり、もし個別で受験をすれば、別会場となり、費用は保護者が全額負担しております。

こうした場合の制度についても、何らかの支援を検討してはどうかと考えますが、区の見解をお伺いいたします。

次に、子どもたちの教育環境についてもお伺いします。

特別教室の改修も含めた学校施設の改修や改築は、計画に従い、スピード感を持って進めていきたいと思えます。

初めに、令和八年度の学校施設の改築と特別教室の改修について、どう取り組まれるのか、お伺いをいたします。

これまで、仮校舎は自校方式でやってきましたが、大塚四丁目仮校舎を活用することとなり、その整備方針も発表されたところです。

この仮校舎においては、プールを設置しない代わりに、区有施設及び民間施設の活用を検討すると明記されました。

そこで、お伺いいたします。千駄木小学校と文林中学校の一体的改築においては、現在開かれている地域懇談会で、小・中学校でプール

は一つにし、年間を通して利用可能な屋内温室プールを検討する案でまとまったと伺いました。

文京区で初めて、学校施設でありながら通年利用が可能なプールが検討されるわけですから、大塚四丁目仮校舎を活用する学校が、千駄木小学校、文林中学校の温水プールを利用するなどして有効に活用してはいかがと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、文化・芸術の振興についてお伺いいたします。

墨田区にある江戸東京博物館が三月三十一日にリニューアルオープンをいたします。江戸東京博物館は、一九九三年に開館し、江戸東京の歴史と文化を振り返り、未来の都市と生活を考える場として、東京を代表する文化施設としても多くの来場者でにぎわいました。徳川家康の江戸入府から現代に至る約四百年間を中心に、貴重な実物資料や復元模型・体験型資料を用いて紹介されています。

この度、大規模リニューアルによって、光と音で江戸博コレクションを体感でき、芝居小屋中村座の中に入れるようアップデートされ、常設展示には江戸の町並みをより忠実に再現されるなど、江戸博ならではのリニューアルオープンとなるそうです。

江戸文化の名残多い文京区でもありますので、ふるさと歴史館との連携や小・中学校の体験学習などに活用できると思いますが、御見解をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

御清聴誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 松丸議員の御質問にお答えします。

最初に、令和八年度予算に関する御質問にお答えします。

まず、特別区交付金についてのお尋ねですが、八年度都区財政調整フレームにおける特別区交付金の総額は、その原資となる市町村民税法人分の増収を背景に、前年度比四・三％、約五百五十五億円の増となることが見込まれております。

その上で、今後の都区財政調整協議において、普通交付金については、特別区の実態に見合った財政需要が適切に反映されるよう、毎年度の決算分析などを的確に行ってまいります。

あわせて、特別交付金についても、職員を対象としたeラーニング等により、都区財政調整制度への理解の促進に取り組みとともに、区独自の財政需要に対応する事業の把握を全庁的に行い、算定対象となり得る事業を漏れなく申請し、更なる財源の確保につなげてまいります。

次に、公共施設マネジメントについてのお尋ねですが、公共施設の整備に当たっては、区民の理解が得られるよう、限られた財源を有効に活用しながら、中・長期的な視点で計画的に進めることが重要であると認識しております。

現在、来年度からのシステムの稼働に向けて施設情報等を集約し、データベースの構築等に取り組んでいるところであります。

今後は、本システムを活用しながら、各施設の運営状況等を踏まえた整備時期や、財政負担の平準化等について検討を進め、公共施設マネジメントを着実に推進してまいります。

次に、財政運営についてのお尋ねですが、健全で持続可能な財政運営を行っていく上で、基金は、弾力性を維持し、不測の事態などに対応する備えとして、必要不可欠なものであると認識しております。

そのため、七年度二月補正予算においては、財政調整基金、学校施設

設建設整備基金及び区民施設整備基金などについて、一定の繰入抑制を図るとともに、新規の積立て等を行い、その残高の維持に努めたところであります。

一方で、近年の総基金残高の減少傾向は課題の一つであることから、多額の費用を要する公共施設整備等については、毎年度の予算編成の中で、その必要性や効率性を見極めながら、計画的に進めてまいります。

あわせて、予算の執行に当たっては、入札による競争性の確保や事業手法の工夫などにより、更なる経費の縮減に努めるとともに、国や都の補助金等の状況を把握し、積極的な財源の確保に努めてまいります。

次に、日中一時支援事業についての御質問にお答えします。

障害のある方を支援する施設や居場所などの社会資源を増やしていくためには、実施場所や従事者、移動手段などを確保することが重要であると認識しております。

そのため、本事業の実施に当たっては、区内で障害福祉サービスを提供している事業所に対し、協力を求めているところであります。

今後、利用者の送迎等の課題も含め、区内事業所との協議を重ね、事業実施に向けた取組を進めてまいります。

次に、障害児の兄弟姉妹への支援についての御質問にお答えします。障害児の家族支援には、兄弟姉妹も含まれると認識しております。

区では、障害児が放課後等デイサービスや短期入所などを利用することで、保護者の負担が軽減され、兄弟姉妹と過ごす時間を確保することに資すると考えており、その整備に取り組んでいるところであります。

今後は、他自治体の事例等も注視しつつ、障害児及び兄弟姉妹が健やかに成長できるよう、支援の在り方について研究してまいります。

次に、高齢者に関する御質問にお答えします。

まず、単身高齢者の課題等についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、単身高齢者が増加傾向にある中、血縁・地縁・社縁の希薄化による共同機能の脆弱化や地域の担い手不足等を課題と捉えており、適切な支援を行うには、地域資源の更なる掘り起こしや地域活動の活性化等が重要と考えております。

また、高齢者あんしん相談センターや文京ユアストーリーについては、より一層重要性が高まっていくと考えており、様々な機会を捉えた周知啓発や事業の充実に努めてまいります。

次に、単身高齢者の支援についてのお尋ねですが、現在、身寄りのない高齢者の居住支援や死後事務、日常生活支援、権利擁護等については、国において様々な検討がなされていることから、その動向を注視してまいります。

また、区としても、終身サポート事業を行う民間機関や支援ボランティア等との連携を図り、高齢者が地域で安心して暮らしていける仕組みづくりについて、引き続き検討してまいります。

次に、高次脳機能障害についての御質問にお答えします。

区では、周知啓発と理解促進を図ることを目的に、講演会を年一回開催しております。あわせて、心のバリアフリーハンドブックに症状や配慮のポイント等を掲載し、区立小・中学校や区内関係施設への配布に加え、新任職員研修や区主催イベントにおいて活用しているところです。

また、当事者については、適切な医療や支援につなげるため、専門医による個別相談会を実施するとともに、専門職の支援員を配置し、東京都心身障害者福祉センターとも連携しております。

今後も支援体制の充実に努めてまいります。

次に、HPVワクチンについての御質問にお答えします。

定期接種である女性の接種件数は、令和五年度は二千六十六件、六年度は千九百三十八件でした。

また、標準接種年齢である中学一年生終了時点での累積初回接種率は、五年度は約二〇%、六年度は約二六%でした。

昨年度及び本年度は、定期接種対象者への予診票や啓発資料の個別送付に加え、接種最終年度である高校一年生の接種未完了者を対象に、勧奨はがきを個別送付しております。

さらに、ホームページや区設掲示板での周知に加え、区立小・中学校の対象学年全員へのチラシ配布、区内大学病院との公開講座の共催等に取り組んでおります。

来年度は、勧奨はがきの送付対象を拡大する等、より効果的な啓発方法を検討し、HPVワクチンの接種率向上に取り組んでまいります。

次に、災害対策についての御質問にお答えします。

現在、区では、家具転倒防止器具の購入・設置に係る費用を助成するとともに、都の防災都市づくり推進計画における不燃化対象地域に居住する避難行動要支援者を対象に、感震ブレイカーを無償配付しております。

昨年度実施した文京区政に関する世論調査の結果では、家具転倒防止対策を行っている方は約四五%であり、区が推進している在宅避難に必要な備えとして、更なる啓発が必要であると認識しております。

今後、防災ガイドの内容を見直し、家具転倒防止対策や出火防止対策の周知啓発の強化を図るとともに、引き続き、区報や防災アプリ等のほか、防災訓練の機会を捉え、助成制度等の利用促進に取り組んでまいります。

次に、避難所への設備導入についての御質問にお答えします。

区では、文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、区有施設に再生可能エネルギー設備の導入を進めており、区立小・中学校を含む二十七施設に太陽光発電設備を設置しております。

議員御指摘のとおり、避難所に太陽光発電設備や蓄電池を設置することは、災害時のレジリエンスとカーボンニュートラルの視点から大変有用であると考えておりますが、一部の学校では屋上を児童・生徒の活動の場としているなど設置場所の課題があるほか、蓄電池の耐用年数など技術面での課題もあります。

今後も、災害対策と地球温暖化対策の両立が図れるよう、避難所となる区有施設への再生可能エネルギー設備等の設置拡充について、施設の改築等の機会を捉えて検討してまいります。

次に、災害時におけるドローンの活用についての御質問にお答えします。

先月締結したドローンによる支援活動に関する協定は、被災地等における調査・情報収集を始め、物資の運搬や、操縦者及び機体の派遣等、様々な支援を受ける内容としております。発災時は、区からの協力要請を受け、協定事業者がドローンによる支援活動を行うことで、迅速かつ円滑な初動対応につながると考えております。

また、協定事業者は、ドローンの運用における安全性の確保や関係機関との調整を含めた運用面について、専門的な知見を有しておりますので、平常時から訓練等を通じた連携を行い、区のドローンに関する知見を深めてまいります。

次に、かまどベンチについての御質問にお答えします。

公園に設置しているかまどベンチについては、避難生活が長期化した場合の活用を前提としており、発災時、鍋や薪などは地域住民の方を持ち寄っていただくことを想定しているため、現状ではそれらの備

蓄は行っておりません。

なお、電気やガスを使用しない炊飯器等、災害時にも活用できる資機材の備蓄については、民間企業による商品開発の状況などを注視しながら、費用対効果も含め、研究してまいります。

最後に、文化・芸術の振興についての御質問にお答えします。

本区は、江戸文化の面影を色濃く残す地域であり、ふるさと歴史館でも、区の歴史や文化に関する展示や史跡めぐりなどの事業を実施しております。

江戸東京博物館とは広報印刷物等による情報交換を行っており、同館リニューアル後の展示内容とふるさと歴史館における企画展示等での連携の可能性について研究してまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、入学準備金についてのお尋ねですが、入学準備金は、保護者等の一時的な経済的負担の軽減を目的に給付するものです。そのため、小学校のランドセルや中学校の標準服など、学校生活で新たに必要となるものを想定した金額で設定しております。

財源につきましては、今後の国や都の動向を注視し、補助金等の特定財源獲得の機会があれば、確実に確保してまいります。

また、本事業は、昨年六月に文部科学省から発出された、学用品等に係る保護者等の負担軽減についての通知を受け、区立以外の学校に通学する小・中学生が多いという本区の地域特性を踏まえ、各家庭の個別のニーズに対応できる施策となるよう検討し、入学準備金事業と

したものです。

次に、不登校の児童・生徒の健康診断についてのお尋ねですが、区立学校で行う健康診断については、不登校の児童・生徒を含め、当日欠席した場合でも、学校医・学校歯科医の所属する医療機関にて健康診断を無料で受けられる体制を整えております。

なお、国において、不登校の児童・生徒の急増に伴い、健康診断の受診についての方策を検討していると聞いており、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、実用英語技能検定についてのお尋ねですが、令和七年度においては、区立中学校の在籍生徒数の約八四％が公費を利用して受験いたしました。

また、令和六年度の公立中学校における英語教育実施状況調査において、文京区では、中学三年生で、英検三級程度であるCEFR（セファール）A1レベル相当以上の英語力を取得又は有すると思われる生徒は約七三％となっており、生徒の英語力向上につながっているものと認識しております。

次に、検定料の公費負担についてのお尋ねですが、公費負担が適用されるのは学校を通じて受験申込みを行った場合に限り規定しており、不登校の生徒については、学校内の別室で受験できるように工夫するなどの配慮を行うよう、教育委員会から学校へ働き掛けてまいります。

次に、令和八年度における学校施設の改築等についてのお尋ねですが、明化小学校等改築においては、十月に校庭・園庭整備が終了し、全ての工事が完了する予定です。

柳町小学校等改築においては、七月に小学校及び児童館・育成室が入る新校舎が竣工し、二学期から供用開始する予定です。

小日向台町小学校等及び千駄木小学校等改築においては、引き続き設計を進めるとともに、大塚四丁目仮校舎の設計に着手してまいります。

また、特別教室の改修については、工事の実施時期が早い学校から設計を進めているところであり、令和八年度は、十一校の工事に着手する予定です。

今後とも、令和九年度までの全体計画に沿って、特別教室の改修を進めてまいります。

次に、学校プールの効果的な活用方法についてのお尋ねですが、大塚四丁目仮校舎についてはプールを整備せず、近隣の区有施設及び民間施設のプールの活用も含め、検討を進めていく方針としております。

千駄木小学校・文林中学校に整備するプールについては、先般、地域懇談会で、年間を通して利用可能な屋内温水プールの整備を希望するという意見がまとまったところです。議員御提案の大塚四丁目仮校舎を使用する学校が活用する可能性についても検討してまいります。

最後に、江戸東京博物館の学校での活用についてのお尋ねですが、これまで、区立小学校において、社会科の地域学習や歴史学習の環境として、社会科見学等の訪問先として活用してきました。

今後、子どもたちが歴史や文化等への理解を深めることのできる施設の一つとして、活用を検討してまいります。

〔松丸昌史議員「議長、二十四番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十四番松丸昌史議員。

○松丸昌史議員 自席からの発言を許していただきたいと思っております。

区長、教育長、答弁ありがとうございます。

今回質問させていただいた中で、障がい児の十八歳の壁、これは昨年の厚生委員会の中でもこの質問をさせていただいてきましたけども、

今回の重点施策の中で、その事業者に対して運営費及び開設費用を補助するというところで、一步大きな前進であると思えますけれども、是非、いい業者が、今までの区内の中でも事業展開をされている事業者が是非手を挙げていただいて、より良い形で障がいをお持ちのお子さんが保護者の方が安心して利用できるような、そういった施設を是非是非作っていただきたいと、このことを強くお願いする次第でございます。あと、細かい詳細におきましては、同僚議員が各委員会で議論を活発にさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

ありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時四十二分休憩

午後三時五十四分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔山本一仁議員「議長、三十一番」と発言を求め。〕

○議長（市村やすとし） 三十一番山本一仁議員。

〔山本一仁議員登壇〕

○山本一仁議員 令和八年二月定例議会に当たり、今月の二十八日に一周忌となる故西村修議員に思いをはせながら、愛と勇気の結束を誇る文京永久の会を代表して、私、山本一仁が、区長並びに教育長に一般質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

質問に入る前に、この年度末に突然の解散総選挙、しかも、物価高騰に対する各種給付金の事務作業が進められている最中での選挙業務

の対応など、職員の皆様におかれましては、各種業務に対し、区民サービスの低下を招くことなく職務に当たっていただいたことに、まずは敬意と感謝を申し上げさせていただきます。引き続き、区民福祉向上のために御尽力をお願いしたいところでございます。

さて、この二月定例議会は、各種議案に加え、新年度予算が審議される、いわゆる予算議会とも言われる重要な議会と位置付けられております。

一月三十日に新年度の予算案がプレス発表されましたが、我々文京永久の会が主張してきた各種政策提案、とりわけ税金が区民の皆様 directly 還元される事業を中心に、細部にわたり意見や要望が反映されておりましたので、予算審議においても更に議論を深めさせていただき所存でございます。

まず、新年度予算案について、幾つかお伺いをさせていただきます。最初に、予算規模についてですが、平成三十一年度に一般会計で初めて千億円を突破して以降、コロナ禍で足踏みはしたものの、コロナ禍が収束した令和五年度以降は過去最大規模の予算を更新し続け、新年度予算案においても千六百四億八千二百万円と、その金額を大きく更新いたしました。

予算規模が拡大することは、区民サービスの向上にも直結するので、大いに歓迎をするところではありますが、毎年毎年過去最大規模が更新される予算について、今後の状況も含め、どのように捉えているのか、最小の経費で最大の効果を出す理念に照らしつつ、区の財政状況がどのように推移していくのか、膨らみ続ける予算に懸念される点などはないか、区長の見解を伺います。

また、令和七年度から始まった新たな一般財源各部枠の手法についてですが、二年目となる令和八年度予算において、どのような効果が

あり、また、課題が見えてきたのか。枠の考え方を刷新し、各部が主体的に予算編成に当たられたことは、一定の成果があったかと思いますが、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ったとき、予算が自然と積み増しされていく傾向になってはいないか、区長の見解を伺います。

次に、基金について伺います。

基金は、将来、特別な需要が発生したときに必要となる行政の貯金ですが、ここ数年、微減傾向が続いている状況となっております。

予測不能な自然災害が発生した場合に、令和八年度末における基金の残高が、年間予算の五分の程度の約三百二十九億円となっている状況をどのように捉えているか。中でも、自由に使える財政調整基金や学校施設及び区民施設の特定期限の基金は、前年度から約半分にまで基金が減っております。今後の基金の確保策について伺います。

次に、重点施策における区制八十周年に関する施策について伺います。

令和八年度は、文京区が制定されて八十年を迎える年となりました。そこで、文京区においても、様々な形で区制八十周年を記念する事業が重点施策の一つとして予算化されました。中でも、私たち永久の会としても要望してきた町会・自治会支援や文京花の五大まつり等助成については、その内容を含め、事業実施に際し、大いに期待をするところです。

また、引き続き税金が還元される様々な施策を積極的に展開されるよう要望するところですが、区長の見解を伺います。

次に、町の美観について四点伺います。

日頃より、区の清掃事業に関しては、夏の猛暑の日も冬の凍り付くような寒い日も、公衆衛生を維持するべく休みなく職務に当たって

ることに、改めて敬意と感謝を表するものです。

過去には、文京区議会としても、清掃業務を体験させていただくなど、僅かではありますが、清掃職員の皆様のお仕事の尊さを体感させていただいたところですが。

さて、今回の質問と提案ですが、時間的制約や物理的な問題があるとは思いますが、ごみ出しの指定日に、特に集合住宅においてですが、集積所から出されたごみがよく山積みとなって歩道に積み上げられている状況を散見いたします。美観上又は危機管理上、僅かな時間ではありませんが、非常に目に余る光景となっております。

そこで提案ですが、可能であれば、清掃車が収集場所に到着するまでは、ごみ保管庫からの排出、清掃車への積み込みは行わず、管理会社の人間と一緒に清掃職員が直接車両にごみを積み込む、又は、可能な場所は、清掃車のごみ集積所まで車で入って積み込みを行ってみてはいかがでしょうか。

不忍通り沿いの根津・千駄木地域では、歩道も狭く、歩行者の安全面からも、何らかの対応をお願いするところでございます。

二点目として、きれいな歩道について伺います。

町を歩いていると、歩道の形状や色彩など、場所や地域によって様々な形のもものが整備されるのを目にします。地方の観光地の場合はおおさらです。

中でも、一部マニアの方がおられると聞いておりますが、その自治体独自のマンホール、オリジナリティ豊かな色や形状のマンホールが目にとまります。これは、各都道府県の所管部局が制作・設置・管理しているものです。

そこで、この自治体独自のマンホール、御当地マンホールとも言われていますが、文京区でも作製することはできないか、伺います。ま

た、作製する場合、区内には何か所のマンホールが対象になるのか、数字もお示しをください。

東京都では、デザインマンホールデジタルラリーと題して、各観光スポットをめぐりながらポイントを獲得し、オリジナルグッズを手に入れるスタンラリーが昨年夏から始まり、この年度末まで実施されておりです。

文京区の魅力を発信する新たな取組になると思いますが、区長の見解を伺います。

三点目として、道路の整備、特に区道の舗装について伺います。道路の舗装といえば、アスファルト若しくはコンクリートが主流だと思いますが、都道、国道では、以前よりブロック系舗装や二層構造系舗装など、デザイン性が重視された舗装が整備されております。

そこで、区道においても、特に観光地や人が集まる商店街などに、区独自のデザイン性に富んだ舗装にすることはできないか、もし難しいのであれば、構造系ではなく表面的なものでも構いません。とにかく、明るくきれいで、歩きたくなったり訪れてみたくなったりするような歩道に整備することはできないか、区長の見解を伺います。

この項の最後に、折り畳み式メッシュネットの推奨について伺います。ごみを出す箱も様々な種類のものがあります。まずはポリ容器についてですが、これは、衛生面やセキュリティ上などの観点から、また、家庭においても、調理中の利便性やごみ捨ての簡略化などの観点から、使用用途にもよりますが、世の中からなくなりつつあるものと考えております。

しかしながら、繁華街や大きな商店街など、屋外での使用ではどうでしょうか。ポリ容器を使用した場合、一つには、ネズミ対策にもな

ると考えます。また、カラスや猫など、害獣から被害を受ける影響が格段に減るものと考えます。ただ、ポリ容器は、管理や保管場所、またごみの視認性などの問題点もあると認識しております。

そこで、今回は、設置や収納、メンテナンスや屋外での実用性に優れている折り畳み式メッシュネットであれば、かなり実効性があるのではないかと考え、提案をさせていただきます。

ネズミといえば、本区でも、専門業者による駆除や、粘着シートや忌避剤の配布などが実施され、一定の効果があつたことは認識をしているところですが、引き続き、粘り強い定期的な駆除と対策をお願いするところでです。

中央区の銀座通連合会では、専門業者に委託して、元旦を除く三百六十四日の午前と午後の計二回、歩道や花壇、樹林帯のごみを拾い、未回収の段ボールや、信号機や街路灯などボールに貼られたチラシやビラがあれば、一緒に回収しているそうです。

他にも、春と秋の年に二回、銀座通連合会の会員約千人が国道や都道の道路管理者と一緒に歩道を清掃し、また、日本チューインガム協会のボランティア約百人が歩道のガムを除去しているそうです。

本区の繁華街における町の美観と折り畳み式メッシュネットの推奨について、区長の見解を伺います。

次に、快適な歩行空間の確保について伺います。文京区は、いや都区区では、限られた土地空間の中で人間が生活しています。道路においても歩道においても、都市部の人間は狭隘（きょうあい）な空間の中で、互いに譲りながら歩行空間の確保に努めております。

我が会派では、かねてより、特に、歩行者の歩くスペースを可能な限り確保するよう求めてまいりました。それは、国道や都道に面して

いる国有地・都有地における歩道空間の確保についてです。

例えば、小石川中等教育学校や本駒込都営住宅あるいは東京大学など、区内には、そうした公有地に面し、歩道が狭い道路が数多くあると認識しております。まずは、そのような公有地に面して歩道が狭い道路を十分調査していただき、歩行空間の確保に御努力いただきたいと存じます。

さて、今回は、例示にも挙げたように、小石川中等教育学校と本駒込都営住宅について伺います。

二つの場所は、いずれも歩道に面する部分に、樹木や大きな花壇が植え込まれております。その樹木や花壇を撤去していただければ、劇的に歩行空間が確保され、通行する際に感じる歩行者のストレスを大きく軽減させることとなります。

この植栽などの撤去を都に働き掛けをし、歩行空間の改善と確保に努めていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

次に、民泊の問題について伺います。

国の規制緩和により始まった住宅宿泊事業、いわゆる民泊ですが、当初は、都心の有名な観光地や繁華街における外国人観光客向けの宿泊事業として始まりましたが、近年では、文京区においても徐々にその件数が増加しており、中には、住宅地のご真ん中にも設置される状況となっております。

本区では、既に他自治体と比較しても設置要件が厳しくなっており、具体的には、用途地域の規制により、区内の約七〇％の範囲に、週末のみとする営業日数制限が設けられております。

それでも、民泊は、外国人を始め、不特定の間人が出入りをすることから、近隣住民の生活環境や安全面を不安視する声が多く寄せられております。

そして、他自治体では、騒音やごみ問題の影響を鑑みて、豊島区では新たに営業規制を設け、また、大阪市では特区における新規申請を停止するなど、各地で規制強化が進みつつあります。

そこで、本区における民泊の件数の推移とその分布状況についてお示しください。

また、先日荒川区で発生した中国系運営会社による営業日数の虚偽報告が判明した件で、本区でもそのような事例はないのか、確認をさせていただきます。

そして、今後は、更に増加する民泊を何らかの形で規制を強化する必要があると考えますが、区として、今後の対策について伺います。

次に、区民葬儀について伺います。

区民葬儀は、経済的に厳しい状況でも、必要最低限の適切な儀式で故人を見送ることができ、尊厳ある葬儀の確保を目的とした制度です。

しかしながら、昨今では、都内にある火葬場九か所のうち六か所の火葬場を特定の業者一社が独占したことによって、火葬料金の値上がりに伴い、区民葬儀からの脱退も影響するなど、都内の至るところで葬儀料金の高騰が大きな問題となり、遺族はもちろん、文京区においても、指定葬儀社から悲痛の声が寄せられておりました。

また、東京都議会でも、都として何らかの手助けができないか、大きな議論も沸き起りました。

そして、若干時間は掛かったものの、都と二十三区が協力してこの問題について協議が行われ、先般、特別区区民葬儀における新たな助成制度がまとまり、発表されました。その制度の内容と実効性について伺います。

今後、独占企業による理不尽な料金設定に関しては、都と二十三

区で協力しながら注視をし、場合によっては、新たな助成制度や拡充もお願いするところです。

次に、昭和高齢者在宅サービスセンター移転計画について伺います。現在、本区では、本駒込二丁目にあった旧最高裁判所本駒込公邸跡地を取得し、新たに高齢者、障害者、児童福祉の施設を整備するべく調整を行っております。

そして、何といっても最大のポイントは、教室が手狭になっている昭和小学校に併設している昭和高齢者在宅サービスセンターをこの公有地に移転することが最大の目的と認識しております。

この間、昭和小学校の教室不足を解消するべく、近接している建物の買収に動いてきたものの、最終的には交渉が不成立となったため、いよいよこの移転計画が最後のとりでとなりました。

昨年夏に初めて開催された意見交換会では、賛成反対様々な意見が出され、私も固唾をのんで見守り、事態の進捗状況を注視してまいりました。

あれから半年以上経った今、近隣住民や学校関係者など、様々な意見調整が行われてきたかと存じますが、現在の最新状況をお示しく下さい。

引き続き、多くの区民の方に理解をしていただくとともに、学校のためにも一刻も早く高齢者在宅サービスセンターが移転されますよう、強くお願いするところです。

次に、子どもの目の健康について伺います。

近年、電子黒板、タブレット端末、デジタル教科書などを活用した学校教育が当たり前の時代になってまいりました。学校教育へのタブレット導入は、二〇一九年、令和元年に、文部科学省のGIGAスクール構想に基づいた、学校におけるICT技術の活用を促進すること

を目的とした政府の取組で、日本全国でクラウドの活用を前提とした児童・生徒への一人一台端末と高速通信ネットワークを利活用し、多様な子どもたち全員に対し、個別最適化された学びを持続的に提供する目的で始まりました。

しかしながら、導入されて数年が経った今、子どもたちの目の健康に関する問題がクローズアップされてまいりました。

もちろん、タブレット端末を活用するメリットは、情報活用能力の育成やプログラミング的思考、また、一人一人の特性や学習達成度に合わせた学びにも役立つなど、子どもたちの可能性を最大限生かすことにもなりますし、その効果は計り知れないものがあると考えます。

文部科学省が実施した令和六年度の学校保健統計調査によりますと、裸眼視力一・〇未満の子どもの割合は、学年が上がるにつれて増加しており、小学校では三六・八四％、中学校では六〇・六一％、高校生では七一・〇六％に達し、視力低下により、多くの子どもたちが学習やスポーツに支障を来す可能性が出ていることが明らかになっております。

そこで、本区の子どもたちの目の健康と実態について、どのように把握しているか、教育長にお伺いをいたします。また、授業での取組状況などにおける改善策について、家庭での学習なども含め、どのように対応していくのか、併せてお伺いをいたします。

次に、アントレプレナーシップ教育について伺います。

新たな取組として、自ら課題を発見し、解決に向けて挑戦する能力を身に付けるアントレプレナーシップ教育が、文京第九中学校で実施されております。私も、町会を代表する一人として授業に参加をさせていただいております。

回を重ねるごとに、生徒と地域の関わりが深くなっていき、これま

で存在すら知られていなかった地域や町会・自治会の意義や活動について、この半年間、お祭りや夏休みラジオ体操、また盆踊りなど、次第に生徒が関わりを持つようになり、また、逆に生徒の力を活用した町会・自治会のホームページの作成や、生徒から見た課題を提案解決していく、何よりも地域愛が育まれる授業となっており、結果や成果がすぐには見えない教育プログラムではありますが、非常に有意義な取組であると実感しております。

このアントレプレナーシップ教育について、第九中学校での成果をどのように捉え、今後の本区の教育現場にどのように生かしていくのか、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

最後に、進路フェアについて伺います。

進路フェアとは、高校等の担当者が集まって、直接学校の特徴や入試情報を聞くことができる相談会です。学校選びや入試対策など、進学に向けた具体的な情報を収集できるイベントで、主に中学生と保護者を対象に開催されます。

先行事例としては、北区で十八回も開催しておりますが、本区においても、昨年、中学校PTA連合会の皆様が立ち上げ、初めて区民センターで開催をいたしました。

私も視察をさせていただきましたが、複数の学校が一か所に集まることで、生徒や保護者が効率的に比較・検討することができ、また、直接担当者にも質問ができるなど、非常に有効的なイベントとなっております。

他自治体での先行事例はあるものの、本区では初めての試みとあって、このような進路フェアが、教育委員会の協力・支援を頂きながら、次年度以降に向けて更に改善発展させ、文の京文京区が誇れるイベントとなっていくことを切に願うところです。

そこで、今回の中学校PTA連合会の取組の受け止めと、今後の支援体制はどうなっていくのか、教育長に見解を伺います。

以上で質問を終わらせていただきます。

御清聴誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 「成澤廣修区長、区長」と発言を求む。」

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 山本議員の御質問にお答えします。

最初に、令和八年度予算に関する御質問にお答えします。

まず、予算規模についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、近年の本区における予算規模の拡大傾向は、財政運営上、十分に留意すべき事項であり、人件費や扶助費などの義務的経費に加え、公共施設整備に係る投資的経費の伸びなどを踏まえると、今後も一定程度、予算規模の増加が続くものと見込んでおります。

このような状況の下、不合理な税制改正による財源流出や、総基金残高の減少傾向を一定の課題として捉えていることから、引き続き、施策の効果や優先度などを精査し、より効率的で効果的な質の高い区政運営に取り組んでまいります。

次に、予算編成手法についてのお尋ねですが、八年度当初予算編成においては、昨年度に引き続き一般財源各部枠という概念を用いて、これまで以上に各部の主体的・自律的な予算編成に取り組みました。

その結果、各部が、現場の視点を重視しながら創意と工夫によって構築してきた五十四の重点施策を中心に、主要課題の解決につながる施策や区制八十周年記念に関する施策などを力強く推進する予算を編成したところです。

一方で、この取組を更に効果あるものとしていくためには、職員の

予算に関する理解を深めることが必要不可欠であることから、本年度に引き続き、職員を対象とした研修などを実施してまいります。

なお、予算規模の拡大傾向については、近年の行政需要の高まりによるところが大きいと考えておりますが、財政規律の観点から、経費の見積りを精査するとともに、内部努力の徹底などにも取り組んでまいります。

次に、基金についてのお尋ねですが、健全で持続可能な財政運営を行っていく上で、基金は、弾力性を維持し、不測の事態などに対応する備えとして必要不可欠なものであると認識しております。

そのため、七年度二月補正予算においては、財政調整基金、学校施設建設整備基金及び区民施設整備基金などについて、一定の繰入抑制を図るとともに、新規の積立て等を行い、その残高の維持に努めたところ です。

一方で、先ほど申し上げたように、近年の総基金残高の減少傾向は課題の一つであることから、多額の費用を要する公共施設整備等については、毎年度の予算編成の中で、その必要性や効率性を見極めながら計画的に進めてまいります。

あわせて、予算の執行に当たっては、入札による競争性の確保や事業手法の工夫などにより、更なる経費の縮減に努めるとともに、国や都の補助金等の状況を把握し、積極的な財源の確保に努めてまいります。

次に、区制八十周年に向けた施策についてのお尋ねですが、来年度は、区制八十周年を記念した、町会・自治会への物品購入等経費補助や、花の五大まつり等の各実行委員会に対する補助金などの様々な事業を通じて、区民の一体感を醸成することで、区の更なる発展の契機としてまいります。

今後とも、多様な区民ニーズを的確に捉え、質の高い行政サービスを提供してまいります。

次に、まちの美観に関する御質問にお答えします。

まず、ごみ収集についてのお尋ねですが、まちの美観を守りながら、一万か所を超える集積所に日々排出されるごみを収集し、清掃工場の受入時間内に搬入するためには、効率的に収集作業を行う必要があります。

区では、職員が清掃車への積み込みを円滑に行うため、朝八時までにごみを集積所へ排出していただくよう区民に周知しております。

車両の到着後にごみを排出し積み込むことは、効率的な作業に支障があるため困難ですが、集積所のごみが歩行者等の安全な通行に影響がある場合には、引き続き、適切に指導を行ってまいります。

次に、自治体独自のマンホールの蓋についてのお尋ねですが、区内のマンホールの数は把握しておりませんが、いわゆる「御当地マンホール」を設置する際は、数量を始め、デザインや場所等について、都と協議する必要があります。

現時点では、区独自のマンホールの蓋を製作する予定はございませんが、区の魅力を発信する手段の一つとして、引き続き研究してまいります。

次に、道路の舗装についてのお尋ねですが、区では、都市景観の向上や商店会の振興等に寄与するため、地域の要望や特性を踏まえ、ブルック等を活用した景観舗装の整備を行っております。

今後とも、地域のニーズに加え、周辺環境との調和や維持管理に要する負担等も十分に考慮しながら、適切に整備を進めてまいります。

次に、ごみ集積所についてのお尋ねですが、可燃ごみについては、カラスやネズミ等の害獣によるごみの散乱を防ぎ、集積所を清潔に保

つため、防鳥ネットの利用を呼び掛けているほか、通行の妨げにならない範囲で、蓋付きプラスチック製ごみ容器での排出も可能としております。

議員御提案の折り畳み式自立ネットについては、車両や歩行者の通行の妨げになる可能性や、地域住民の管理負担の増加などの課題があるため、区として一律に推奨する予定はございませんが、害獣による被害を最小限に抑えるべく、引き続き、ごみ出しマナーの周知啓発に努めてまいります。

次に、快適な歩行空間についての御質問にお答えします。

議員御指摘の、二か所の公有地の植栽については、都と区の条例に基づく緑化基準により設置されていることから、区として撤去の働き掛けなどを行う考えはございませんが、周辺の道路部分については、歩行者の安全や円滑な通行を図る観点から、歩行空間の改善が図られるよう、都へ要望してまいります。

次に、住宅宿泊事業についての御質問にお答えします。

届出施設数については、令和五年度に百六十五件であったものが、昨年度は二百七十九件、七年十二月末時点では三百三十五件と増加しており、千駄木、湯島及び大塚地域での比率が高くなっております。

また、虚偽報告については、週末規制に関する事案を一件確認したことから、当該事業者に対して行政指導を行いました。

あわせて、規制強化については、現在、規制の対象外地域の状況や住宅宿泊事業の実態の把握に努めており、引き続き、国や他自治体の動向を注視しながら、規制対象地域の拡大等の必要性について研究してまいります。

次に、区民葬儀についての御質問にお答えします。

本年四月からの新たな助成制度は、区民葬儀利用者の経済的負担の

軽減を目的として創設された二十三区共通の制度です。区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民間火葬場において最も低廉な火葬料金を支払った方を対象に、大人は二万七千円、満六歳以下の小人は一万五千元を限度に助成いたします。

この制度により、物価高騰による葬儀費用の増加に対し、実質的な負担の軽減が図られるとともに、二十三区共通の制度として運用されることで、制度の分かりやすさや利用者の手続の統一性が確保されるものと認識しております。

最後に、本駒込二丁目国有地の活用についての御質問にお答えします。

昨年八月に、地域住民との意見交換会を開催いたしました。その際、施設整備に伴う懸念や疑問等、様々な意見を頂戴したことから、施設整備による影響が特に見込まれる本国有地の近隣住民を対象に戸別訪問等を実施し、より丁寧な説明と意見聴取に取り組んできたところであります。

これらの取組や地域の要望等を踏まえ、本国有地においては、昭和高齢者在宅サービスセンターの移転用地として、また、放課後等デイサービス事業所と育成室を併設した複合施設の整備用地として活用することとし、本年度中に、国に対して取得要望を行うとともに、来年度の取得に向け、国との具体的な協議等を進めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、子どもたちの目の健康についてのお尋ねですが、毎年度、

区立小・中学校の定期健康診断後に調査を行っており、目の健康状況については、視力と目の疾病や異常の学校別・学年別・男女別の人数を把握しております。

なお、裸眼視力については、国や都の結果を下回っている状況を確認しております。

次に、授業での取組についてのお尋ねですが、本区では、文部科学省が示す児童・生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック等の資料を各学校に周知しております。

また、児童・生徒の健康に配慮して、端末利用時の姿勢、画面との距離、休憩の取り方について、授業の中で指導しております。

今後、端末利用について、正しい姿勢や利用時間のルール化など、学校と家庭が協力しながら、子どもたちの目の健康に配慮した取組を進めてまいります。

次に、アントレプレナーシップ教育についてのお尋ねですが、第九中学校のアントレプレナーシップ教育については、生徒たちが地域活動に積極的に関わり、多様な人々と協働して課題を解決していく、貴重な学びの機会となっているものと認識しております。

他の区立小・中学校におきましても、総合的な学習の時間や特別活動の中で、探究学習や課題解決型学習を進め、教育活動に応じた地域連携を図っております。

今後も、アントレプレナーシップ教育を含め、生徒の社会参画の意識の向上や地域の課題解決につながる教育活動の充実を図ってまいります。

最後に、進路フェアについてのお尋ねですが、進路フェアは、区立中学校の生徒が自身の進路を考える一助となるよう、区立中学校PTA連合会が自主的な取組として令和七年度に初めて開催しました。

この取組は、生徒や保護者にとって有意義なものと認識しており、令和八年度の実施に向けては、今年度よりも広い会場を確保するほか、会場設営に係る物品購入等について支援してまいります。

○議長（市村やすとし） 三十一番山本一仁議員。

○山本一仁議員 自席からの発言をお許しくください。

区長並びに教育長、御答弁ありがとうございます。

少し私も質問をしながら申し訳ないと思つたのですが、税金が還元されるような政策や仕組みをどんどんやってくれと言いつつも、基金はどうなっているのかというようなことで、相反するような質問にもなってくるところがあつたのですけれども、そんな中でも大変分かりやすい答弁を頂きました。

要するに、アクセルとブレーキですね。アクセルが行き過ぎても駄目だし、削り過ぎても駄目だし、このバランスが一番大事だということとを申し上げたかったところでございます。

その他につきましては、予算審査特別委員会もありますので、同僚議員と議論を深めさせていただきたいと思つています。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、二月十三日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十分散会